

生駒市条例第 26 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 21 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 12 条の 2 第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 2 とする。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 5 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 90 条及び新条例」を「生駒市税条例第 90 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 90 条第 2 号ア(イ)	3, 900 円	3, 100 円
第 90 条第 2 号ア(ウ)A	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
第 90 条第 2 号ア(ウ)B	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円
附則第 17 条第 1 項	第 90 条	生駒市税条例等の一部

		を改正する条例（平成26年5月生駒市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
附則第17条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)Aの項	第2号ア(ウ)A	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)A
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)Bの項	第2号ア(ウ)B	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)B
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中生駒市税条例附則第12条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第1条中生駒市税条例附則第7条の3第1項の改正規定及び次項の規定

平成 3 1 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の生駒市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。